

## 公益財団法人慈圭会 役員退任慰労金支給基準

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人慈圭会の理事が退任した場合の退任慰労金の支給の基準について定めることを目的とする。

### (退任慰労金の支給)

第2条 理事が退職した場合には、評議員会の決議により退任慰労金を支給する。

2 理事が死亡により退職したときは、その者と生計を一にしていた遺族に退任慰労金を支給する。

### (退任慰労金の算定基準)

第3条 退任慰労金の額は、退職した日におけるその者の退職した日を含む前12ヶ月の平均報酬額に在職年数及び別表に定める支給率を乗じて得た金額の20割とする。

2 前項の規定による退任慰労金の額は、その職務実績に応じ、前条第1項に規定する評議員会の決議により増額または減額することができる。

3 第1項に規定する在職年数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算した月数を12で除したものとする。この場合の月数の計算上、1月に満たない端数は1月に切り上げる。

4 退任慰労金の支給金額の計算上生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

### (支給方法)

第4条 退任慰労金は、前条に規定する支給金額の全額を、通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、源泉徴収による所得税その他法令に基づき退任慰労金から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 本人がその退任慰労金につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

### (変更)

第5条 この規程は、定款第37条の規定により、評議員会の決議によって変更することができる。

## 附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

勤務年数	支給率
1年以上	0.9
2年以上	0.93
3年以上	0.96
4年以上	0.99
5年以上	1.02
6年以上	1.05
7年以上	1.08
8年以上	1.11
9年以上	1.14
10年以上	1.17
11年以上	1.20
12年以上	1.23
13年以上	1.26
14年以上	1.29
15年以上	1.32
16年以上	1.33
17年以上	1.34
18年以上	1.35
19年以上	1年増すごとに0.01を加算する